

文化審議会美術品補償制度部会における審査の流れ

国による申請要項等の作成・公表

審査事項及び協議事項の明記、評価額を申請前に確定する仕組み等

申請

文化審議会における意見聴取（1～2ヵ月）

○美術品補償制度部会専門調査会による専門的な内容の確認・下審査

- ① 展覧会の適切性（企画内容、保険料軽減額の国民的利益への還元等）
- ② 対象美術品の適切性（展示・輸送が可能か、公序良俗に反しないか、各対象美術品の評価額及びその総評価額が想定される評価額の範囲内か等）
- ③ 主催者の適切性（十分な開催実績、事務・運営能力の有無）
- ④ 開催施設の適切性（建物、設備等の設置状況、温湿度管理の運用状況等）
- ⑤ 展示・運搬に関する計画の適切性（クレーンの有無、借り手・貸し手双方によるコンディションチェックとサインの確認、危険分散を考慮した輸送計画の作成等）

○美術品補償制度部会における答申

- ① 法令上の要件及び専門調査会における審査状況の確認
- ② 専門調査会において解釈が分かれる問題に対する最終的な判断
- ③ 対象美術品の評価額の妥当性に関する最終的な判断

（注）申請内容に不備がある場合、答申は延期され財務大臣協議に進むことができない。

財務大臣協議（2～3週間）

- ① 予算総則に規定された額の範囲内であることの確認
- ② 文化審議会における審査状況・結果の確認
- ③ 特異な事案について、その特異性や留意点を聴取

補償契約の締結（1～2週間）

（協議終了後すみやかに）